名称　ヒナイ鼻導灯（前灯）
位置
所在地　愛媛県今治市（ヒナイ鼻）
北緯　三四―〇七―四二
東経　一三三―〇〇―五五
変更した事項　光度　四、三〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十三年十二月十六日

名称　ヒナイ鼻導灯（後灯）
位置
所在地　愛媛県今治市（前灯の南東方約五四メートル）
北緯　三四―〇七―四一
東経　一三三―〇〇―五七
変更した事項　光度　四、三〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十三年十二月十六日

○海上保安庁告示第三十七号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月三十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　金武中城港吉の浦火力発電シーバース灯
位置
所在地　沖縄県金武中城港（金武中城港中城新港西防波堤東灯台の南西方約六・九キロメートル）
北緯　二六―一五―二〇
東経　一二七―四九―〇七
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形
灯質　群閃赤光　毎六秒に二閃光
光達距離　実効光度三六カンデラ
三・五海里
点灯年月日　平成二十三年十二月十九日
記事　沖縄電力株式会社管理

名称　金武中城港吉の浦火力発電第二号灯浮標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（金武中城港中城新港西防波堤東灯台の南西方約七・四キロメートル）
北緯　二六―一五―二六
東経　一二七―四九―〇七
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
灯質　群閃緑光　毎六秒に二閃光
光達距離　実効光度三六カンデラ
三・五海里
点灯年月日　平成二十三年十二月十九日
記事　沖縄電力株式会社管理

名称　金武中城港吉の浦火力発電第三号灯浮標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（金武中城港中城新港西防波堤東灯台の南西方約七・三キロメートル）
北緯　二六―一五―五二
東経　一二七―四八―四四
塗色及び構造　黒色円すい形頭標二個（縦掲、両頂点下向き）付　上部黄下部黒塗　やぐら形
灯質　群急閃白光　毎一五秒に六急閃光と一長閃光
光達距離　実効光度三六カンデラ
三・五海里
点灯年月日　平成二十三年十二月十九日
記事　沖縄電力株式会社管理

○海上保安庁告示第三十八号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月三十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　金武中城港吉の浦火力発電第一号灯浮標
位置
所在地　沖縄県金武中城港（金武中城港中城新港西防波堤東灯台の南西方約七・七キロメートル）
北緯　二六―一五―二〇
東経　一二七―四八―五八
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
灯質　群閃緑光　毎六秒に二閃光
光達距離　実効光度三六カンデラ
三・五海里
点灯年月日　平成二十三年十二月十九日
記事　沖縄電力株式会社管理

名称　JX日鉱日石エネルギー室蘭港北防波堤導標（前標）
位置
所在地　北海道室蘭港第二区（北防波堤上）
北緯　四二―二一―三〇
東経　一四〇―五七―〇四
廃止年月日　平成二十三年十二月二十日

名称　JX日鉱日石エネルギー室蘭港北防波堤導標（後標）
位置
所在地　北海道室蘭港第二区（前標の西方約三・〇メートル）
北緯　四二―二一―三〇
東経　一四〇―五七―〇四
廃止年月日　平成二十三年十二月二十日

○中部地方整備局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月三十一日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岐阜県不破郡関ヶ原町大字山中字滝之脇一〇一八番一から同町大字山中字滝之脇一〇一四番一まで	前	一五・九〇～一八・八〇メートル	一四・〇一キロメートル
	後	一五・六〇～一八・〇〇メートル	一四・〇一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月三十一日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市港区千鳥一丁目二〇三番五六地内	前	三九・八〇～五五・二〇メートル	〇・〇〇七キロメートル
	後	五四・三〇～五五・二〇メートル	〇・〇〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○海上保安庁告示第三十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月三十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　地蔵埼灯台
位置
所在地　香川県小豆郡小豆島町（地蔵埼）
北緯　三四―二四―五七
東経　一三四―一四―〇七
変更した事項　光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十三年十二月二十日